

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年11月19日（平成27年（行情）諮問第675号）

答申日：平成28年5月19日（平成28年度（行情）答申第61号）

事件名：「an upgraded Bilateral Planning Mechanism」の概要が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『an upgraded Bilateral Planning Mechanism』(The Guidelines for Japan-U. S. Defense Cooperation (April 27, 2015)) の概要（正式名称，構成員，設立年月日等）について分かる文書*電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，平成27年8月31日付け防官文第13393号により防衛大臣が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

文民統制の観点から「an upgraded Bilateral Planning Mechanism」について，防衛大臣等はその存在を知るべきであるから，そのための説明資料が存在するはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は，「『an upgraded Bilateral Planning Mechanism』(The Guidelines for Japan-U. S. Defense Cooperation (April 27, 2015)) の概要（正式名称，構成員，設立年月日等）について分かる文書*電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり，本件開示請求を受け，請求内容に合致する行政文書を探索したが保有を確認することができなかつたため，法9条2項の規定に基づき，平成27年8月31日付け防官文第13393号により行政文書不存在による原処分を行った。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、「文民統制の観点から『an upgraded Bilateral Planning Mechanism』について、防衛大臣等はその存在を知るべきであるから、そのための説明資料が存在するはずである。」と主張し、原処分を取消しを求めるが、本件開示請求を受けた時点においては「an upgraded Bilateral Planning Mechanism」は事務的に検討中であり、防衛大臣等、省内幹部へ説明・報告等する段階には至っておらず、したがって説明資料等も作成していない。また、その他開示請求内容に合致する行政文書を十分に探索したが保有を確認できなかったため、原処分を行ったものであり、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年11月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成28年4月22日 審議
- ④ 同年5月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「日米防衛協力のための指針」に基づいて改良された共同計画策定メカニズム(an upgraded Bilateral Planning Mechanism)の概要が分かる文書である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、平成27年4月に公表された「日米防衛協力のための指針」の中に「日米両政府は、平時において、日本の平和及び安全に関連する緊急事態について、各々の政府の関係機関を含む改良された共同計画策定メカニズムを通じ、共同計画の策定」を行う旨記載されているが、防衛協力小委員会として共同計画策定メカニズムの設置について合意したのは、同年11月3日であり、本件開示請求受付時点(同年7月2日)では共同計画策定メカニズムの構成等については担当者が検討中の段階であったため、本件対象文書は作成も取得もしていないとのことであった。

当審査会事務局職員をして防衛省ホームページを確認させたところ、同ホームページには、諮問庁の上記説明のとおり、平成27年11月3日に防衛協力小委員会として共同計画策定メカニズムの設置について合意した旨掲載されていることから、設置の時期はそれ以降になると認められ、本

件対象文書を作成も取得もしていない旨の諮問庁の上記説明を是認することができ、防衛省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久